○農林水産省告示第七百六十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和七年二月十八日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30781号
2　登録年月日　令和７年２月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM174
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

1　登録番号　第30782号
2　登録年月日　令和７年２月18日
3　農林水産植物の種類
Solanum lycopersicum L.
4　登録品種の名称　KGM193
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カゴメ株式会社
愛知県名古屋市中区錦三丁目14番15号

○農林水産省告示第七百六十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第二号の規定により、令和七年三月三日に消滅したものとみなされる。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第30825号
2　登録年月日　令和７年３月３日
3　農林水産植物の種類
Echinacea Moench
4　登録品種の名称　Balsomanita
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Ball Horticultural Company
622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA

○農林水産省告示第七百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一　さんま 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 95,623トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ／ 3,900 （略） ／ （略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分 ／ 大臣管理漁獲可能量 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） ／ 77,940 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） ／ 8,160 （略） ／ （略） 第二～第九　（略）	第一　さんま 一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係） 110,911トン 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 北海道 ／ 4,500 （略） ／ （略） 三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 大臣管理区分 ／ 大臣管理漁獲可能量 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） ／ 90,340 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） ／ 9,460 （略） ／ （略） 第二～第九　（略）

○国土交通省告示第三百八十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十日

国土交通大臣　中野　洋昌